備考　１　この通知書は、法第328条の13第１項の規定による普通徴収について使用すること。

２　市町村は、この納税通知書の裏面に、分離課税に係る所得割の賦課の根拠となった法律および条例の規定、分離課税に係る所得割の税率、納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置ならびにこの納税通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

３　繰上徴収の方法により徴収する場合には、「上記のとおり納めて下さい。」にかえて「地方税法第13条の２第１項の規定により繰上徴収しますので、上記納期限にかかわらず、令和　　年　　月　　日までに納めて下さい。」と記載すること。